



板橋区議会議長 様

東京二十三区清掃一部事務組合議会議員

田 中 しゅんすけ

東京二十三区清掃一部事務組合議会について（報告）

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

令和7年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会付議状況

令和7年12月18日開催

議案番号	件 名	要 旨	議決結果等
議案第42号	令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号）	1 歳入歳出予算の補正 歳入歳出それぞれ224,972千円を追加し、補正後の予算額を105,217,695千円と定める。 2 債務負担行為の補正 追加事業数は4事業とする。	原案可決
議案第43号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和7年特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与等を改定する必要があるため、改正を行う。 【施行期日】 第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。	原案可決

議案番号	件名	要旨	議決結果等
議案第44号	東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	令和7年特別区人事委員会勧告における一般職員の改正内容を踏まえ、会計年度任用職員の給与等の改定を行う必要があるため、改正を行う。 【施行期日】 第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。	原案可決
議案第45号	東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	令和7年特別区人事委員会勧告を踏まえ、特定任期付職員の給与等を改定する必要があるため、改正を行う。 【施行期日】 第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。	原案可決

令和7年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会付議状況

令和7年12月25日開催

議案番号	件名	要旨	議決結果等
議案第46号	東京二十三区清掃一部事務組合組織条例の一部を改正する条例	清掃事業国際協力室が実施している事業を、総務部が実施している広報事業に統合し、事務の効率化を図るため、改正を行う。 【施行期日】 令和8年4月1日	原案可決
議案第47号	渋谷清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	【契約金額】457,600,000円 【契約の相手方】 荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長 甲斐 正之 【代理人】 荏原環境プラント株式会社 営業第一部 部長 塩原 利康	原案可決

議案番号	件名	要旨	議決結果等
議案第48号	杉並清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	<p>【契約金額】 345,400,000 円</p> <p>【契約の相手方】 カナデビア株式会社 取締役社長 桑原 道</p> <p>【代理人】 カナデビア株式会社 東京本社 環境営業統括部長 金谷 孝之</p>	原案可決
議案第49号	墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	<p>【契約金額】 399,300,000 円</p> <p>【契約の相手方】 カナデビア株式会社 取締役社長 桑原 道</p> <p>【代理人】 カナデビア株式会社 東京本社 環境営業統括部長 金谷 孝之</p>	原案可決
議案第50号	江戸川清掃工場建替工事請負契約の契約変更について	<p>賃金又は物価の変動に伴う契約金額の変更に基づき、増額の変更契約を行う。</p> <p>【契約の相手方】 カナデビア・竹中特定建設工事共同企業体 カナデビア株式会社 取締役社長 桑原 道</p> <p>【復代理人】 カナデビア株式会社 東京本社 環境営業統括部長 金谷 孝之</p> <p>【変更前契約金額】 62,848,134,800 円</p> <p>【変更後契約金額】 64,441,313,640 円</p> <p>【差引増加額】 1,593,178,840 円</p>	原案可決

議案番号	件名	要旨	議決結果等
議案第51号	北清掃工場建替工事請負契約の契約変更について	<p>土壌汚染対策工事及び地中障害物の撤去工事を行うため、増額の変更契約を行う。</p> <p>【契約の相手方】 三菱・フジタ特定建設工事共同企業体 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 野口 能弘</p> <p>【変更前契約金額】 61,227,892,000 円</p> <p>【変更後契約金額】 65,211,523,000 円</p> <p>【差引増加額】 3,983,631,000 円</p>	原案可決
議案第52号	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負契約の契約変更について	<p>賃金又は物価の変動に伴う契約金額の変更、また、新築工事により発見された工事の支障となる地中障害物の撤去処分を行うため、増額の変更契約を行う。</p> <p>【契約の相手方】 極東開発・東急・岩田地崎特定建設工事共同企業体 極東開発工業株式会社 代表取締役 布原 達也</p> <p>【復代理人】 極東開発工業株式会社 東京本部 取締役 常務執行役員 環境事業部長 堀本 昇</p> <p>【変更前契約金額】 47,607,230,000 円</p> <p>【変更後契約金額】 51,646,177,000 円</p> <p>【差引増加額】 4,038,947,000 円</p>	原案可決
議案第53号	財産(土地及び建物)の取得について	<p>都市計画に基づき、渋谷清掃工場建設事業用地(緩衝緑地及び資材置場)として、財産を取得する。</p> <p>【取得する財産】土地及び建物 【取得金額】261,919,674 円</p>	原案可決